



狩猟免許をとってみませんか？

市原市では、町会による有害獣の捕獲を行っています。

狩猟免許を取得して町会捕獲従事者に登録すると、

様々な行政サービスを受けることができます。

町会捕獲従事者に対する事業内容

・捕獲した獣種毎に捕獲交付金を交付

獣種	1頭あたりの交付金
イノシシ(成獣)	15,000 円
イノシシ(幼獣)	7,000 円
シカ(成獣)	15,000 円
シカ(幼獣)	7,000 円
キョン(成獣・幼獣問わず)	7,000 円

・狩猟免許取得時の申請手数料と講習会受講料を全額補助

・捕獲用の箱わな購入時の一部補助

・個体処理時に福増クリーンセンターへの持ち込み無料

・作業中の事故の際の各種保険適用(傷害・賠償)



町会捕獲従事者になるための手続

その1. 町会捕獲従事者となるために、町会内で相談

その2. 狩猟免許試験を受験し、狩猟免許取得

その3. 免許取得後、市原市の町会捕獲従事者としての登録を受ける

詳しくは

町会捕獲従事者の登録手続については、市農林業振興課(36-4187)までお問い合わせください。

狩猟免許試験のご案内については、千葉県HP(千葉県 狩猟免許で検索)または右下のQRコードでご確認ください。

